

鳥取県告示第36号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年3月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年1月18日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年1月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コトリ舎
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
前田 博子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市吉方温泉一丁目252-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、高齢者またはその町に住むすべての人が、生涯を通じ安心して暮らせるよう町づくりに寄与し、持続可能な地域包括ケアを実践していくことを目的とする。